

関税・外国為替等審議会の 答申への対応について

令和 8 年 9 月

農林水産省

糖価調整制度の全体像【砂糖の場合】

- 糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、国内市場の安定化と甘味資源作物産地の生業を支えている。
- 具体的には、
 - ①輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。
 - ②（独）農畜産業振興機構（ＡＬＩＣ）は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。
 - ③ＡＬＩＣは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。
 - ④価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の全体像



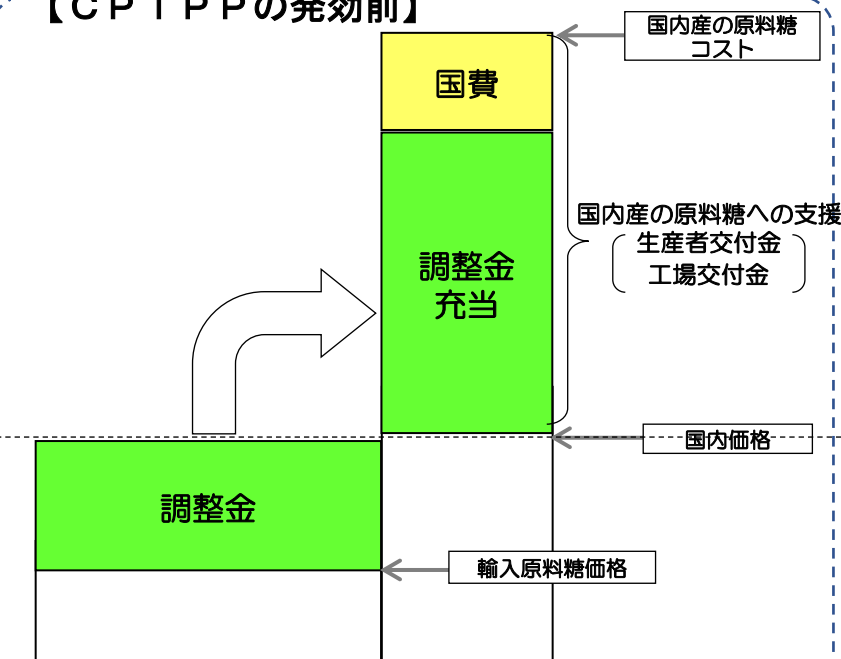
輸入精製糖、輸入粗糖、国内産糖の価格差の概念図



加糖調製品の調整金徴収制度

- 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付(図の緑色部分)することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準(図の「国内価格」部分)となる。
- 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日(CPTPPの発効日)から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化(図の赤色部分)を図っているところ。

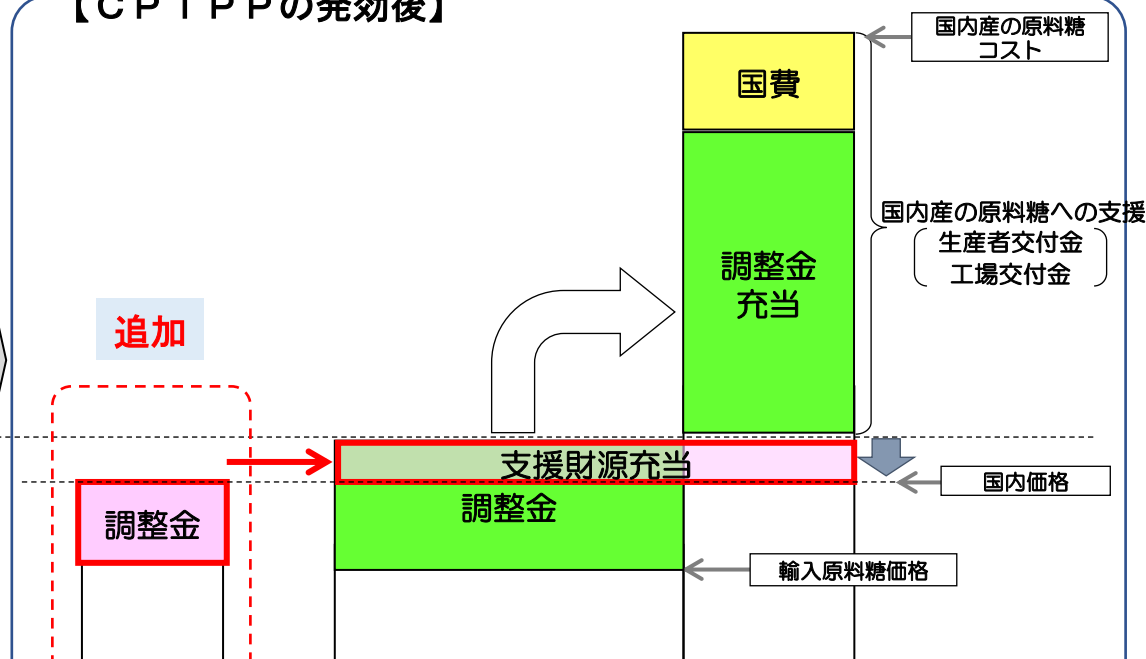
【CPTPPの発効前】



【輸入原料糖】

【国内産の原料糖】

【CPTPPの発効後】



【輸入加糖調製品】

【輸入原料糖】

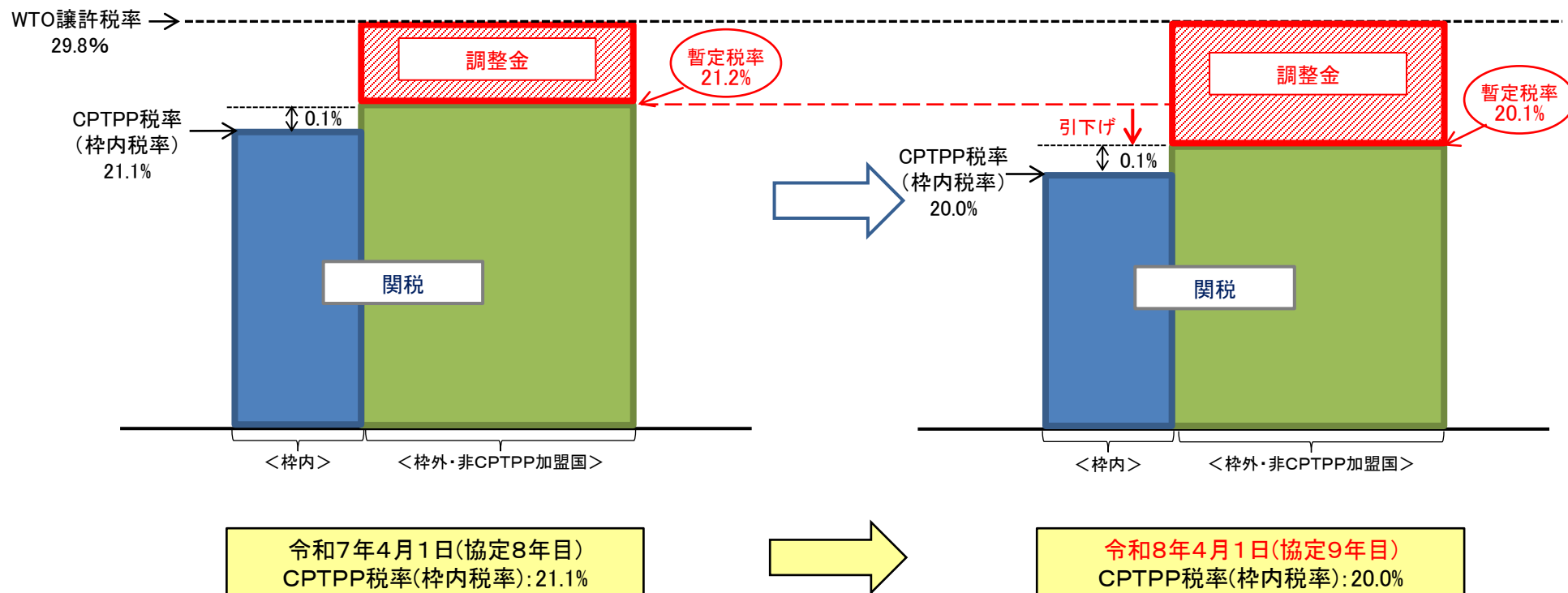
【国内産の原料糖】

加糖調製品に係る令和8年度関税改正の概要

令和8年度改正の概要

- CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち5品目について、令和8年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を措置。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】



- 令和7年12月の関税審において、加糖調製品からの調整金の拡大が可能となるよう、CPTPP税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である旨の答申がなされた。
- 一方、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たり、加糖調製品と国産の砂糖に関する毎年度の検証と報告が求められているところ。

令和8年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和7年12月19日)(抜粋)

(3) 加糖調製品に係る暫定税率

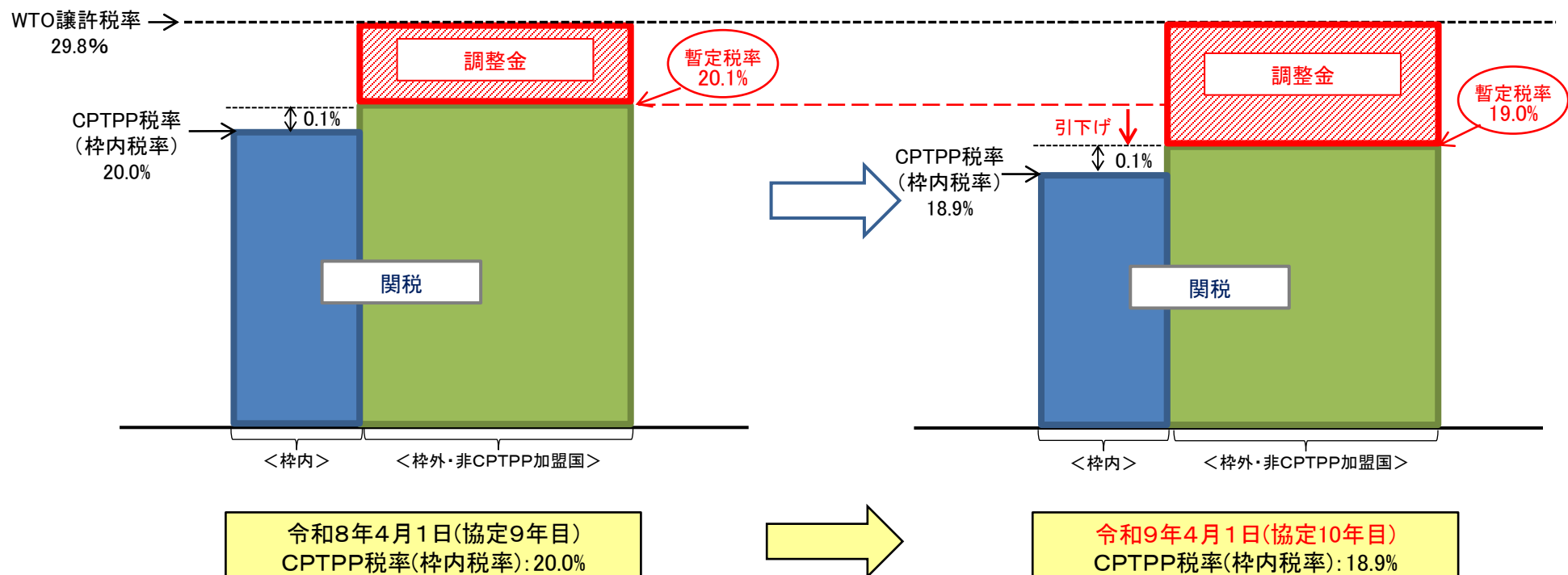
(中略) 今後の加糖調製品に係る暫定税率の設定においては、農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、並びに暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることを求めることが適当である。

加糖調製品に係る令和9年度関税改正要望の概要

令和9年度改正要望の概要

- CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち5品目について、令和9年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を要望。

【具体的イメージ: 粉乳調製品 (1901.90-219)】



関税審での意見・答申を踏まえた対応方針（案）

○ 令和7年度関税審の答申を踏まえ、令和8年度の関税審に向けては以下のとおり対応する方針。

- ◆ 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力を強化するという観点から、CPTPP税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げるために、令和8年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。そのためには、令和7年度答申を踏まえ、以下のように説明する方針。
- ◆ 糖価調整制度は、調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格を引き下げることで国民負担の軽減を図り、消費者から支持されることが重要である。このため、
 - ・生産者、製糖業者のそれぞれが生産・製造コストの削減に向けた不断の努力を進めること
 - ・加糖調製品からの調整金収入を国産の砂糖の支援に充当することを通じて、国産の砂糖がより効率的かつ安定的に供給される環境を整備する必要がある。
- ◆ また、中長期的な観点から、新たな食料・農業・農村基本計画においても、「国内産糖の安定供給を図るためには、糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組む必要がある」と記載されたところであり、上記の効率的かつ安定的な砂糖の供給のための環境整備と併せて、適切・公正な調整金負担の運用により、収支の均衡を図っていく必要がある。
- ◆ これらの取組を進めていくことを基本としつつ、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の畑作地帯の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要がある。

参考資料

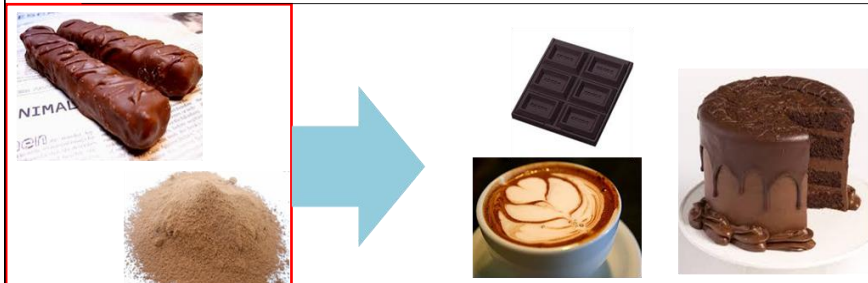


(参考) 加糖調製品の例

■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等

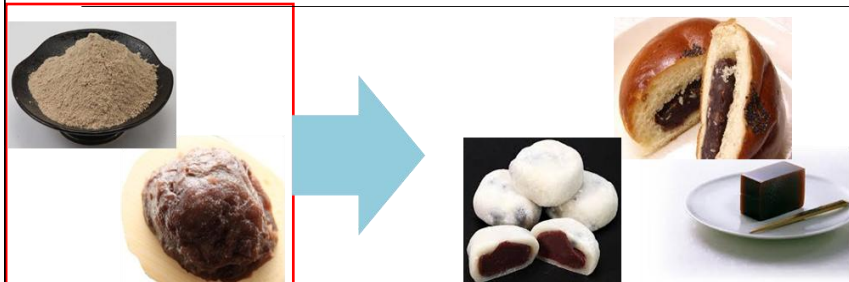
【使途: 菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等

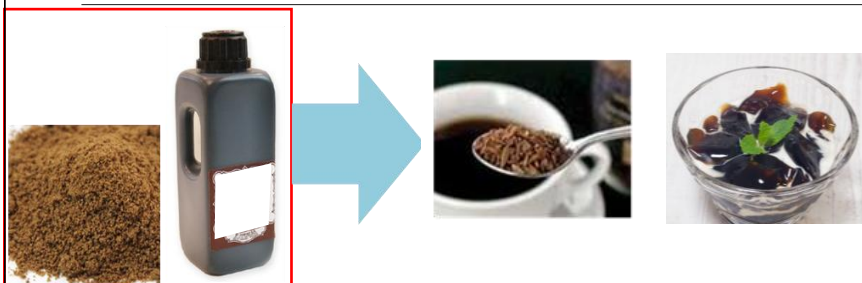
【使途: 和菓子原料(加糖餡)等】



■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等

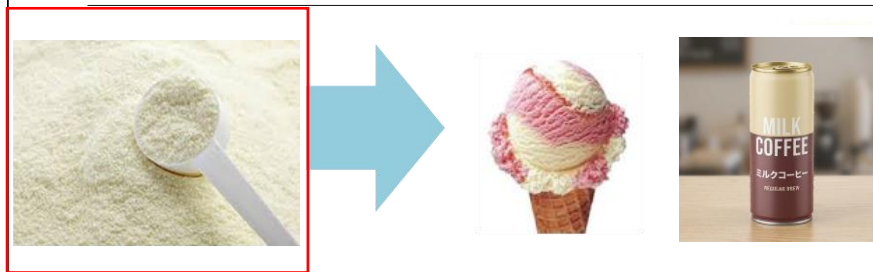
【使途: インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等

【使途: 缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】

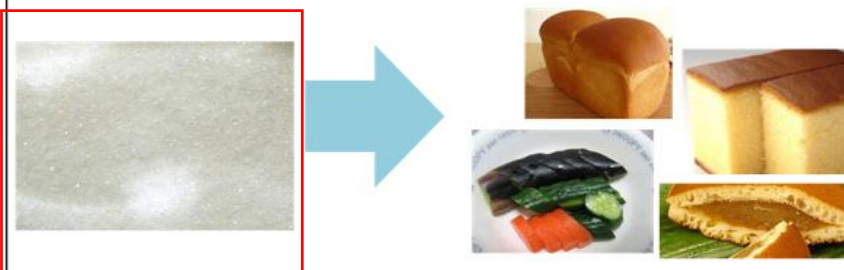


■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等

【使途: 菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】

(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



が加糖調製品

(参考) CPTPP、日EU・EPAの合意内容

- 粗糖・精製糖については、糖価調整制度を維持。
- 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、
 - ①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。
 - ②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

品目/WT0譲許税率	CPTPPの合意内容	日EU・EPAの合意内容
粗糖 71.8円/kg	・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。	・ 現行の糖価調整制度、関税を維持。 ・ 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
精製糖 103.1円/kg		
加糖調製品 29.8%(加糖ココア粉) 25.0%(砂糖菓子) 10.0%(チョコレート菓子)等	・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(品目ごとに6～11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数量を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。	・ 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 ・ 品目ごとに関税割当枠を設定(11年目に枠数量を固定)。 ・ 枠内は無調整金。 ・ 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は、段階的に11年目に関税撤廃。

(参考) CPTPP税率のステージング (調整金対象加糖調製品6品目)

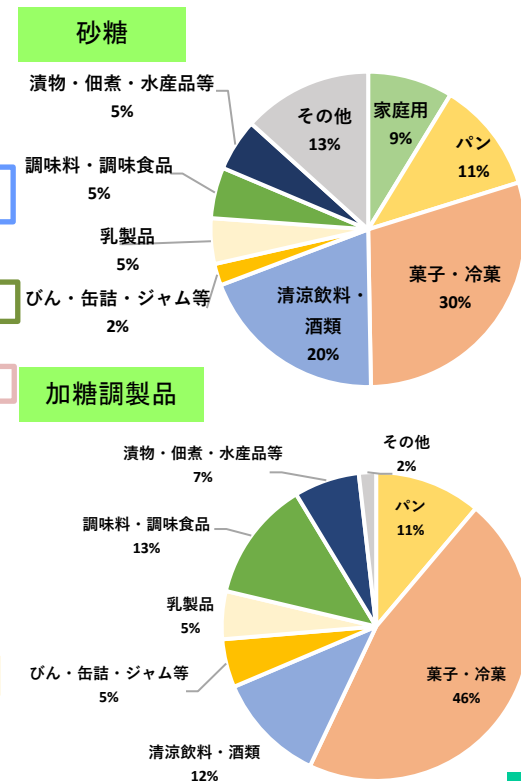
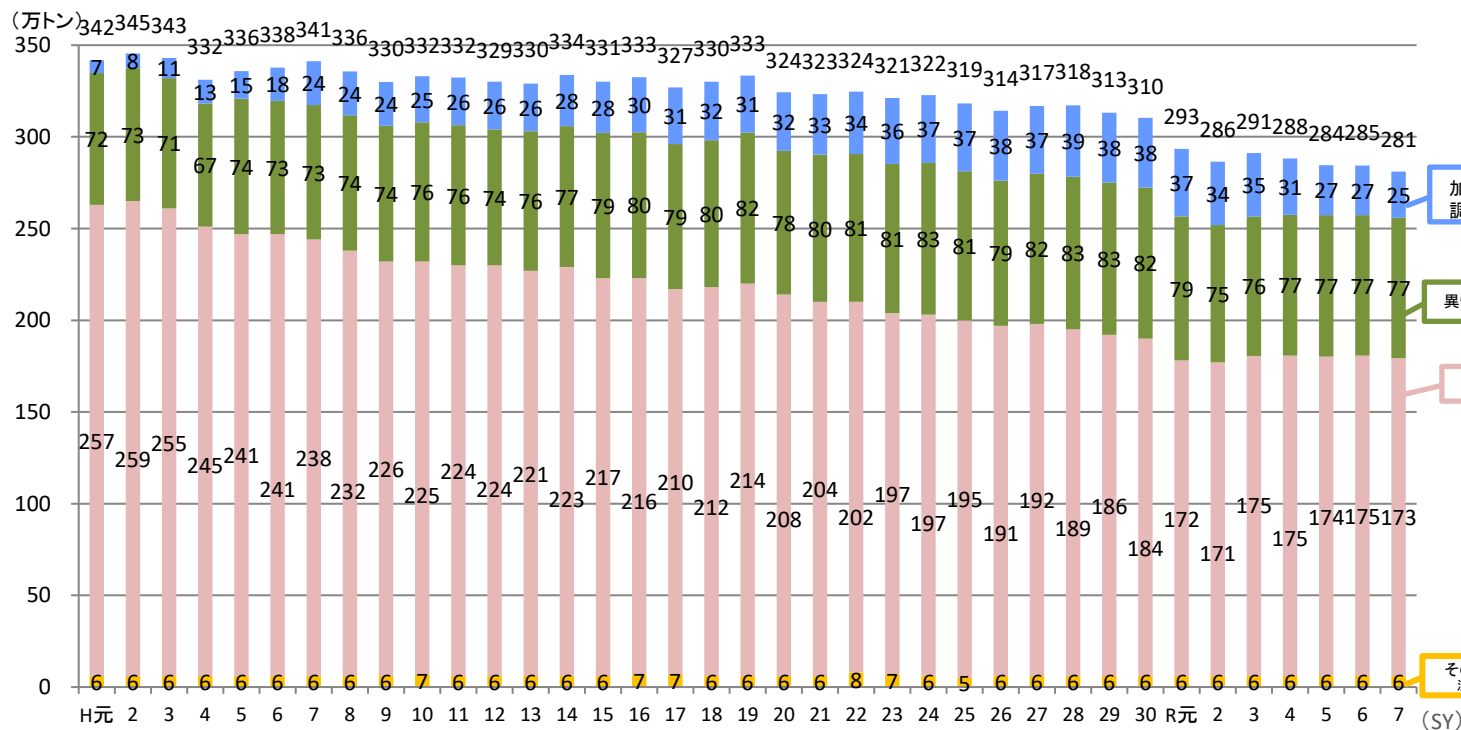
品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (H30) (年度)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029～ (R11～)
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエキス等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%

(参考) 甘味全体の需要量の推移

- 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トンを割り込む状況。
- 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。(加糖調製品の需要量: 7万トン(H元砂糖年度)→25万トン(R7砂糖年度見込)、砂糖の需要量: 257万トン(H元砂糖年度)→173万トン(R7砂糖年度見込)) H29砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で、加糖調製品の需要量も減少している状況。
- 異性化糖については増加ないし横ばいで推移。令和元砂糖年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降はやや回復し、横ばいで推移。
- 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷菓、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

○ 甘味全体の需要量の推移

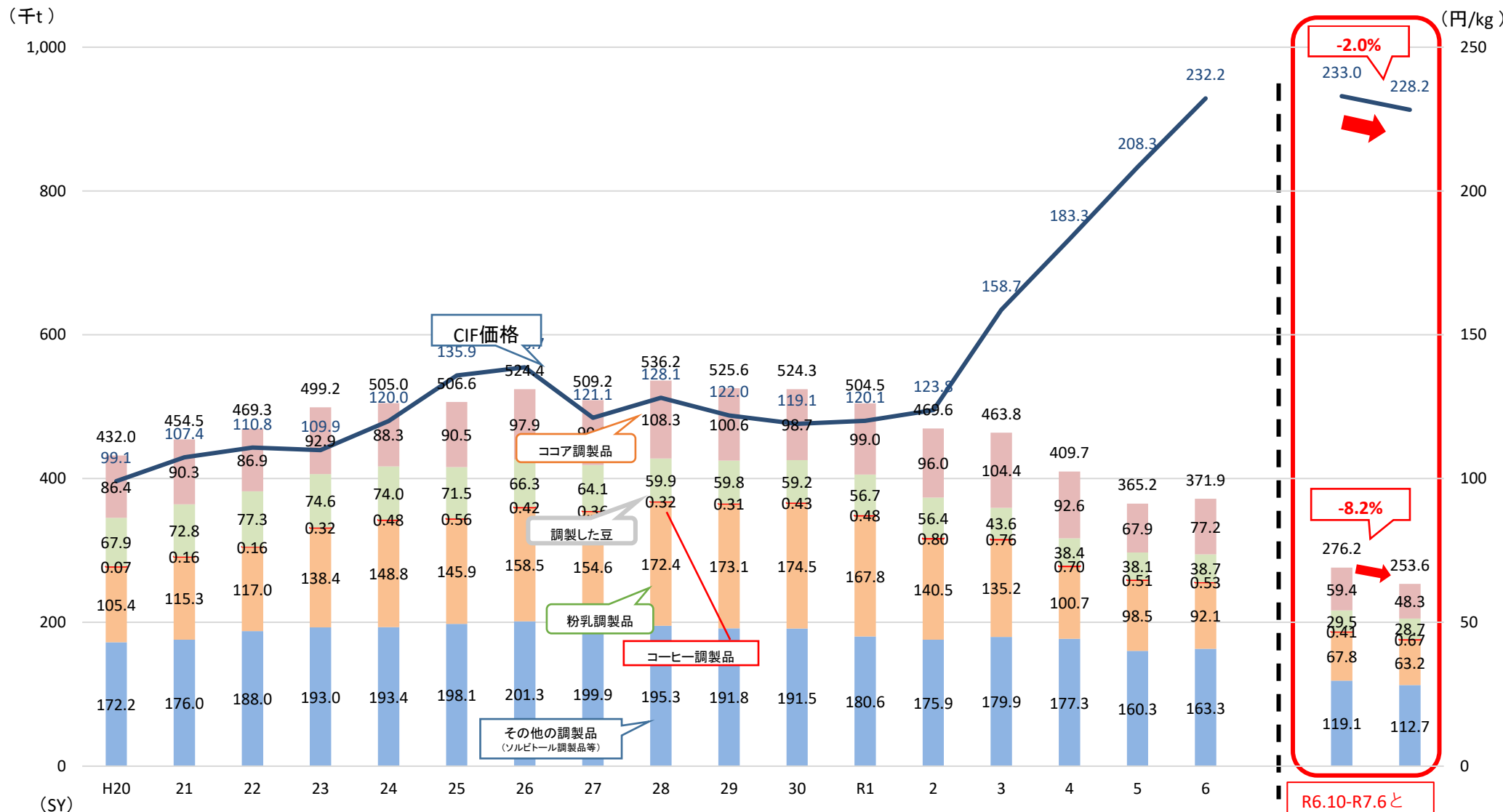
○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R6年度)



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」 注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注2：その他は含蜜糖、工業用等。
注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

(参考) 直近の主な加糖調製品の輸入動向

○ 令和7年10月～令和8年6月において、主な加糖調製品の輸入量はココア調製品の輸入量減少等により対前年同期比で8.2%減少。C I F単価は、高騰していたカカオ調製品のCIF価格の下落等により対前年同期比で2.0%減少。



資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

(参考) 加糖調製品からの調整金収入の推移

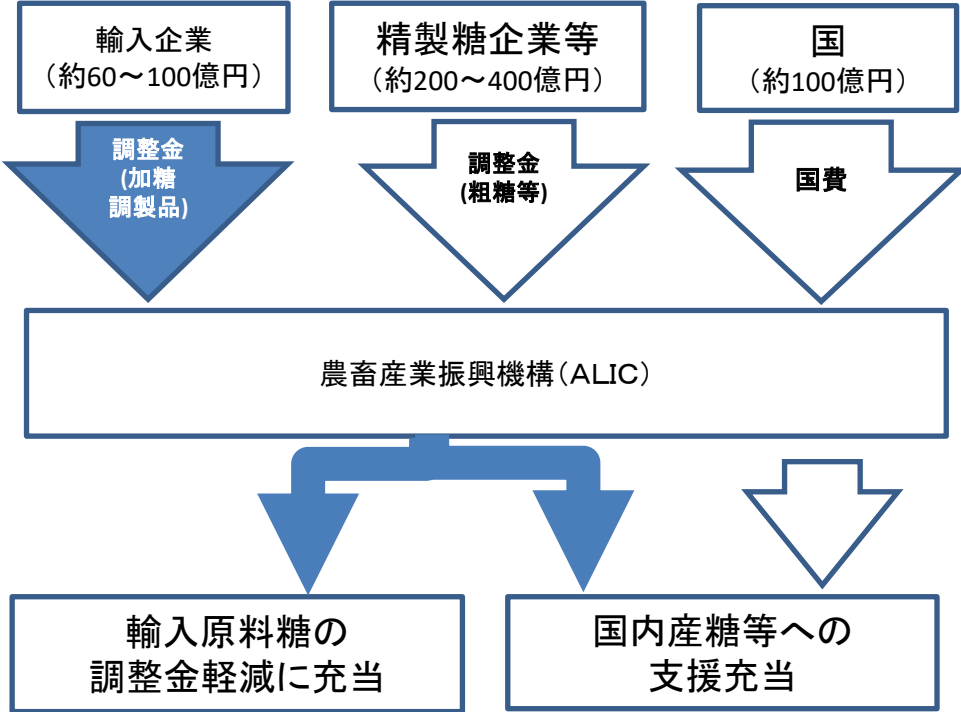
- 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大や円安等増加要因もあったものの、CIF単価の高止まりに伴う輸入量の減少等により、直近1年間では約103億円に減少。
- 暫定税率引下げ対象の5品目のうち、特にココア調製品と粉乳調製品について、暫定税率の引き下げに伴う調整金の徴収額の拡大が寄与し、引き下げ品目5品目の収入は増加。
- 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年3～4億円程度。
- これら調整金収入を原資として、輸入粗糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる輸入粗糖からの調整金の軽減措置は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位：億円)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ココア調製品	4	6	9	11	13	17	18
粉乳調製品	4	7	11	14	14	16	17
豆調製品	14	14	13	14	15	15	14
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.10	0.19
その他調製品	40	38	43	54	60	58	54
合計	62	65	76	94	102	106	103
うち引下げ5品目	5	10	16	24	22	29	31

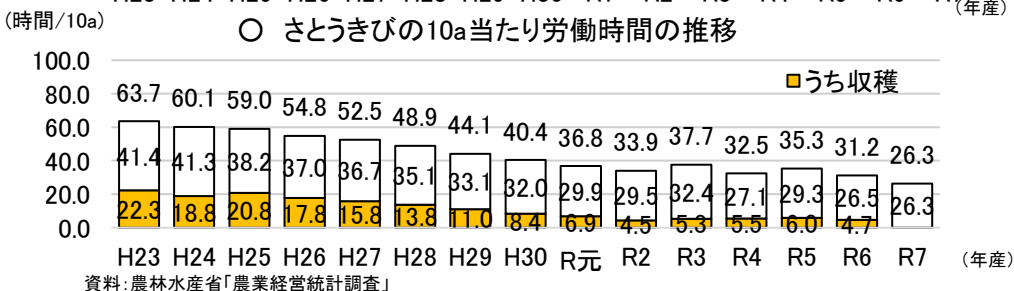
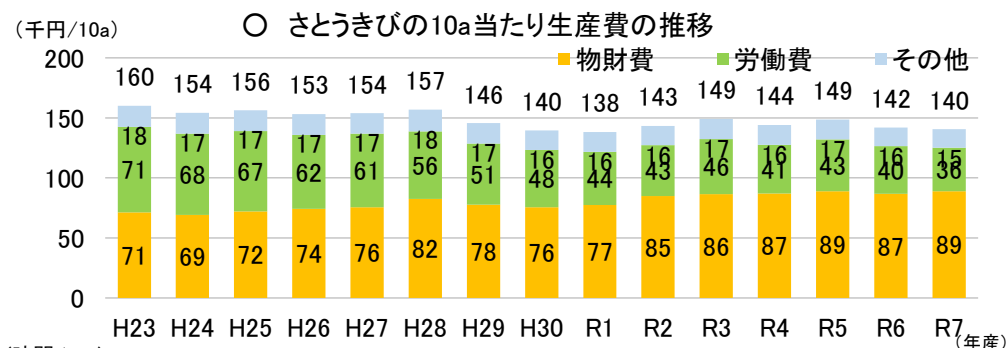
○ 砂糖勘定のスキーム図



資料：農林水産省地域作物課作成
注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

(参考) 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組

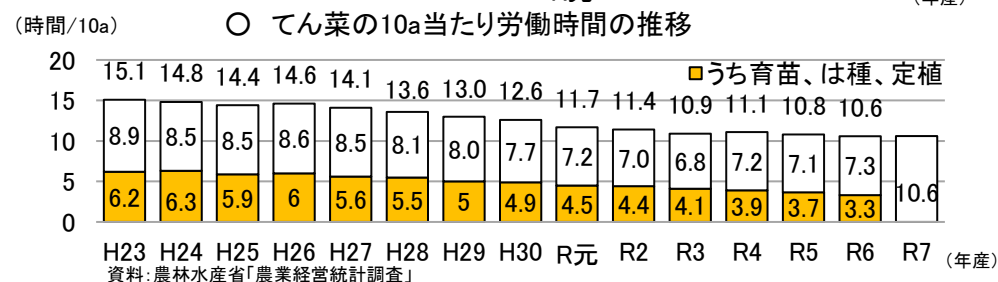
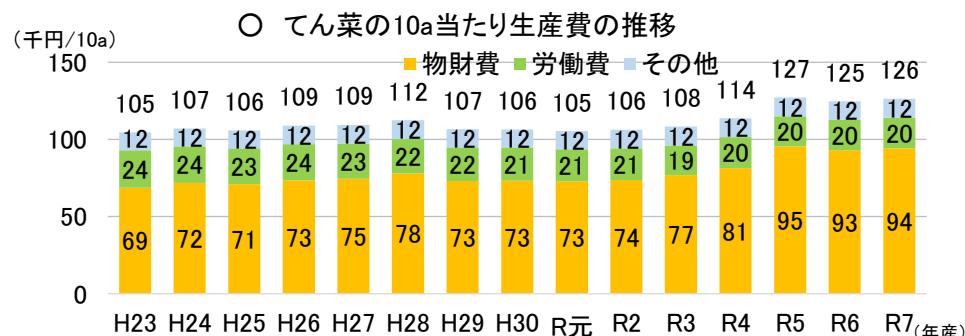
- さとうきびは、手刈り収穫から機械収穫への移行等により、労働時間は減少傾向。これにより、生産費の中の労働費が大きく減少することで、生産の効率化を図っている。
- 甘しゃ糖工場については、工場の老朽化に伴う施設更新や働き方改革に伴う人件費等の掛かり増し経費があるものの、製造コストは概ね横ばい。設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。
- てん菜は、他の品目と比較して肥料投入量、防除回数が多く、物財費が高止まりしている状況の中、労働時間を縮減するため、労働負担の大きい春先の植付について、移植から直播に切り替えることにより、生産の効率化を図っている。
- てん菜糖工場については、働き方改革などに伴う人件費の増加、トラック運賃等の値上げによる輸送費の増加などにより製造コストは上昇傾向にあるが、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。



○ 甘しゃ糖工場の製造コスト・操業率の推移

(年産)	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込み)
製造コスト (円/kg)	108	103	104	100	81	104	110	104	96	98	106	115	109	106
操業率(%)	57	62	60	74	93	74	69	69	78	78	75	69	82	81

資料：農林水産省地域作物課調べ



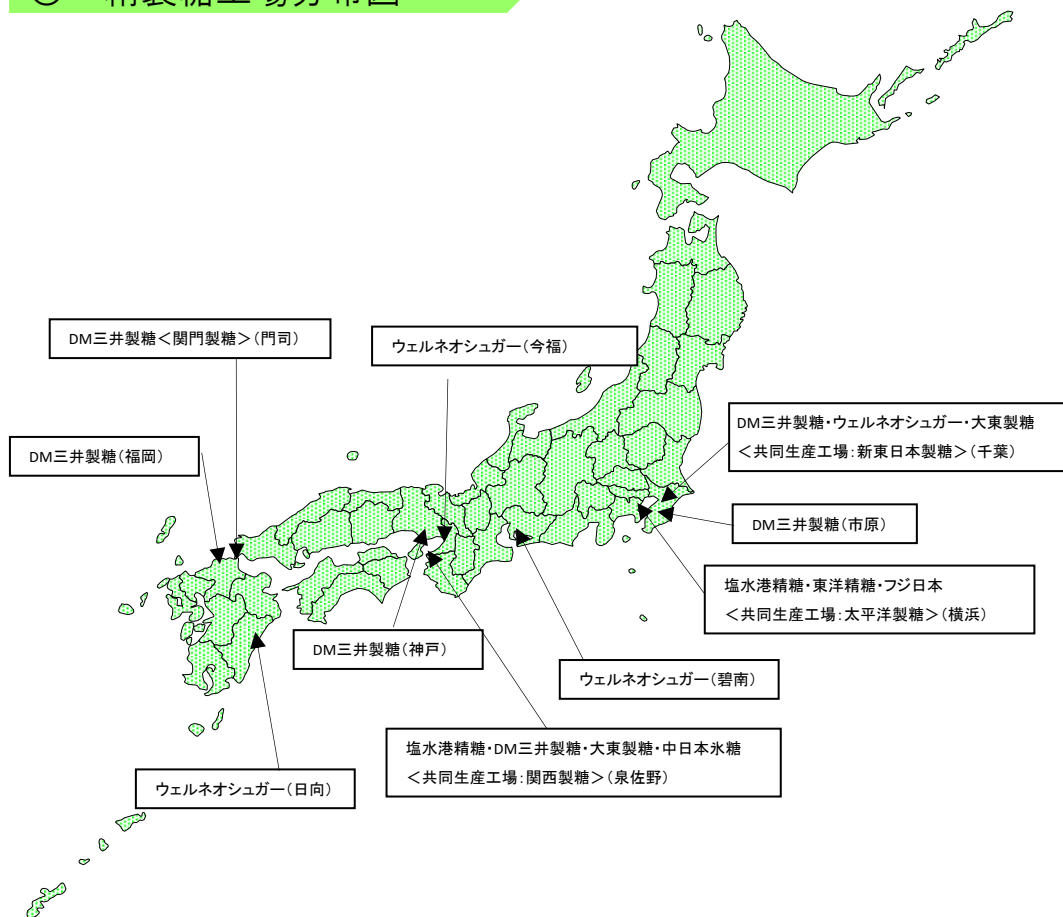
○ てん菜糖工場の製造コスト・操業率の推移

(年産)	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込み)
製造コスト (円/kg)	70	69	63	59	72	61	64	66	64	67	83	108	88	95
操業率(%)	90	82	85	94	75	91	84	93	91	95	83	86	88	81

(参考) 精製糖企業の状況

- 精製糖工場は、輸入原料糖や国産甘しや糖等を精糖し、消費者や実需者に最終製品である砂糖を安定的に供給。輸入原料糖に対して賦課される調整金を負担することにより、国内の生産者・製糖工場に対して交付される交付金の財源を賄っている。
- 主に消費地近くの沿岸部に立地し、現在11社10工場が分布。
- 精製糖業界においては、企業による合併、工場の統廃合、生産の共同化等の再編・合理化による経営体質の強化を推進。

○ 精製糖工場分布図



○ 精製糖企業の経営体質の強化に向けた取組例

<再編合理化の取組>

令和以降、7件の再編合理化が行われ、現在、11社10工場が分布。
(平成以降、10社12工場が統廃合)

【最近の再編合理化の動き】

令和7年10月 ウェルネオシュガーが第一糖業を吸収合併

令和7年10月 近畿食糧での砂糖事業終了

令和6年10月 日新製糖と伊藤忠製糖が合併し、ウェルネオシュガーへ
(経営統合は令和5年1月)

令和6年3月 DM三井製糖と和田製糖が業務提携

令和5年6月 塩水港精糖と大東製糖が業務提携

令和4年10月 三井製糖と大日本明治製糖が合併し、DM三井製糖へ
(経営統合は令和3年4月)

令和元年8月 日新製糖が王子製糖から砂糖事業を承継

【生産の共同化】

平成14年7月 関西製糖での共同生産開始

(塩水港精糖、大日本明治製糖、大東製糖)

平成14年7月 新東日本製糖での共同生産

(日新製糖、大日本明治製糖、大東製糖)

平成13年10月 太平洋製糖での共同生産

(塩水港精糖、東洋精糖、フジ日本精糖)

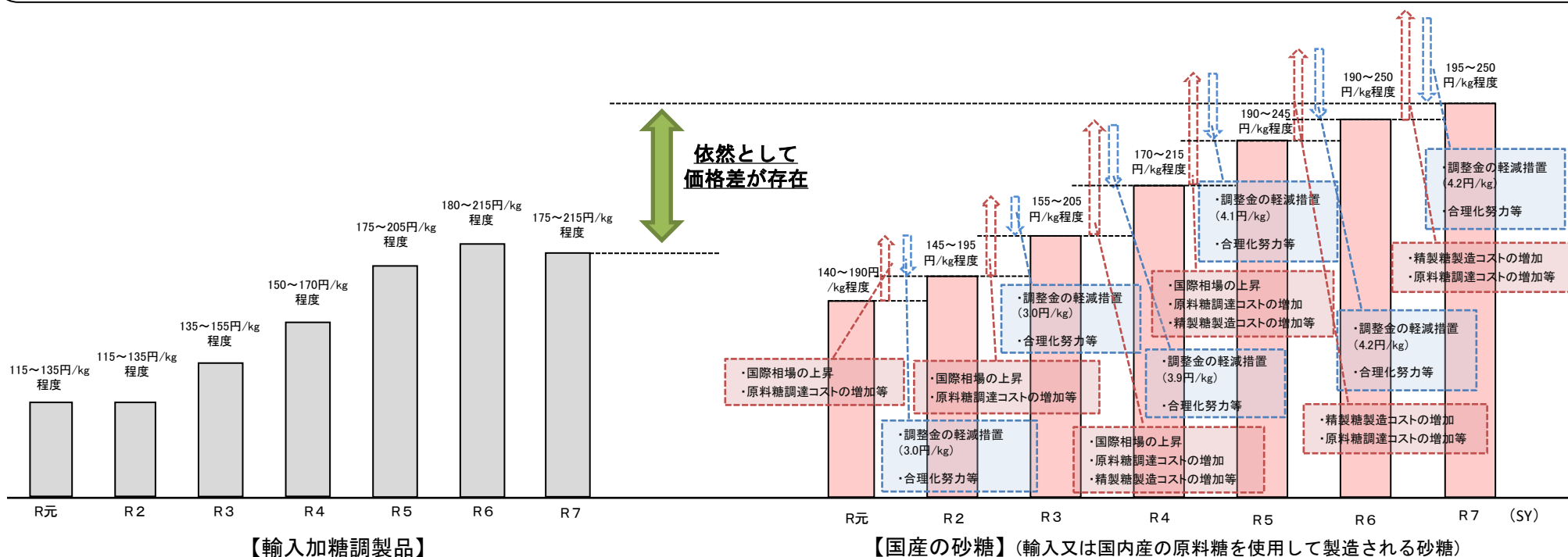
平成13年4月 関門製糖での共同生産

(大日本明治製糖、日本甜菜製糖)

(※いずれも当時の社名)

(参考) 加糖調製品からの調整金徴収の政策効果

- 令和7砂糖年度の国産の砂糖の取引価格は、精製糖製造コストの増加等もあり、令和6砂糖年度から横ばい～約5円/kg上昇。
- 一方、加糖調製品の価格は、輸入価格の下落等により、令和6砂糖年度から横ばい～約5円/kg減少。
- 両者の価格差は拡大した一方、約10円/kgの拡大にとどまっており、これは、人件費や資材費、燃料費等精製糖製造コストの上昇はあるものの、加糖調製品を原資とした輸入粗糖からの調整金の軽減措置(4.2円/kg)の効果や国内精糖メーカーの合理化努力等により、砂糖の取引価格の上昇が一定程度抑制されたことによるものと考えられる。
- このように、国際相場をはじめとする様々な外部環境の変動がある中でも、加糖調製品からの調整金を原資とした価格調整により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリットが生じている。一方、両者の価格差は依然として存在することから、加糖調製品5品目の暫定税率引下げ及び15品目の暫定税率据置きの措置をすることで、競争力強化を図ることが必要。
- 令和8砂糖年度においても、糖価調整制度の目的に沿いつつ、国産の砂糖への支援に充当する調整金を拡大するとともに、引き続き、国産の砂糖の価格上昇を抑制するため、軽減措置を継続。



資料: 加糖調製品の価格はALIC調査を基に農林水産省地域作物課作成。国産の砂糖の価格は農林水産省地域作物課調べ。
注: 加糖調製品は、主要な例としてソルビトール調製品(含糖率80%程度)とした。

※輸入原料糖の軽減措置は、令和2砂糖年度～令和3砂糖年度は3.0円/kg。令和4砂糖年度10～12月期は3.9円/kg。令和2～3砂糖年度の軽減額は、暫定税率の引下げにより、調整金の徴収幅は拡大していたものの、令和2砂糖年度以前に設定された調整金の軽減の水準が過大となっていたことで、調整金収支が悪化した状態にあったことから、軽減幅を縮小していたことによるもの。

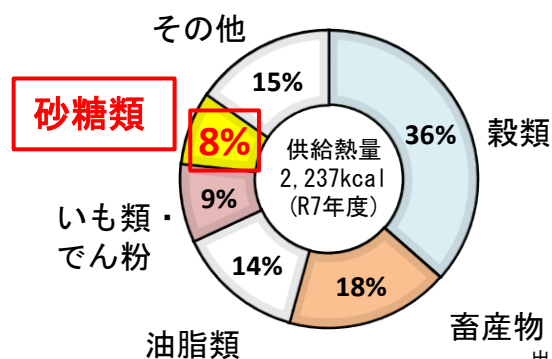
(参考) 新たな食料・農業・農村基本計画及び砂糖の位置付け

- 令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針である「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月11日に策定。
- 当該法律では国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け。砂糖は国民の摂取カロリーの約8%を占める重要な品目であり、砂糖の安定供給の確保が課題。
- その中で国内の甘味資源作物生産や国内産糖製造事業者を支えていくことが重要であり、国内の甘味資源作物生産の状況や砂糖をめぐる国内外の情勢を踏まえ、引き続き、持続可能な制度のあり方の検討を行っていく。

改正後の基本理念(抜粋)

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加え、国民一人一人の食料入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義
- ・食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要である旨を位置付け
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け

○ 国民1人・1日当たりの供給熱量



○ さとうきびの位置付け

さとうきびは、鹿児島県南西諸島や沖縄県の台風常襲地帯において、自然災害への高い耐性を有する作物として、代替の効かない基幹作物。



被害を受けたさとうきび

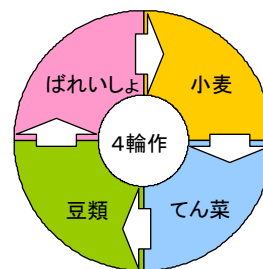


葉が再生中のさとうきび

○ てん菜の位置付け

てん菜は、連作障害を避けるため、畑作においては輪作が不可欠な中、北海道畑作の輪作体系を構成する作物。

【十勝】



【オホーツク】

